

令和4年3月16日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	多 賀 靖 君
建 設 課 長	小 森 俊 宏 君	産 業 課 長	小 竹 武 志 君
上下水道課長	藤 江 和 明 君	会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君
消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君	教 育 長	和 田 満 君
学校教育課長	藤 塚 正 博 君	生涯学習課長	川 瀬 桂 一 郎 君

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	陸 田 友 彦
書 記	広 瀬 有 里		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマ 2 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 木村千秋君、11番 後藤省治君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（富田栄次君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3 番 乾豊君。

〔3 番 乾豊君登壇〕

○3 番（乾 豊君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

私からは、次の 2 点についてお尋ねをしたいと思います。

まず 1 点目でございますが、こども園での紙おむつ処分等について、2 点目は、空き教室の活用等について、以上 2 点お伺いしたいと思います。

まず 1 点目でございますが、こども園での紙おむつ処分等についてであります。

現在、こども園では、乳幼児の使用済みの紙おむつは帰宅時に持ち帰りですが、今後新しい生活様式において保育士への感染にも影響があるのではないかと思います。感染リスクのあるものは排除すべきではないでしょうか。さらに、園での処理により子育て支援や保育士の負担軽減につながるものではないかと考えられます。国のガイドラインでは、使用済みおむつの処分は各自治体の判断に委ねられていますが、持ち帰りにしている根拠は何かをお伺いしたいと思います。

次に、使用済み紙おむつについては、保育士の一連の作業ではありますが、お伺いいたします。

使用済みの紙おむつの処分については、持ち帰るのがいいのか、園で処分してほしいとか、保護者や保育士へのアンケート調査などを実施されたことはあるのか、また保護者の声を聞かれたことはあるでしょうか、お伺いしたいと思います。

さらに、衛生面や保育士、保護者への負担軽減を考慮し、今後において園での処理に転換するお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

続いて、2点目でございます。

空き教室の活用等についてであります。

児童・生徒数の減少により、現在は使用されていない、いわゆる空き教室がこども園、幼稚園、各小・中学校に何室かあると思いますが、これらの教室等を遊休化しておくべきではなく、有効活用すべきであると思いますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災等を機に自治体における災害時に必要な物品の備蓄が少ないことが浮き彫りにされました。

やはり、今後は水、食料、毛布といった最小限の非常用品は、当然常備されていなければならないと思いますが、さらに乳幼児に飲ませる液体ミルクも備蓄しておけば、すぐに飲ませることができると思います。何を非常用品として常備しておかなければならないかを十分精査してもらいたいと思いますが、いかがですか。

しかし、常備するためには、一定のスペースが必要であり、そのために新たな施設を造るよりは、避難場所でもある各小・中学校等の空き教室を活用してはどうかと思います。不幸にして災害が発生したときは、当然学校等が避難場所になっていますので、非常用品を搬送する必要もなく、一石二鳥であると思いますが、空き教室等を備蓄庫として活用することについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上2点につきまして質問しますが、分かりやすく丁寧に御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） おはようございます。

私からは、乾議員の御質問のうち、1点目のこども園での紙おむつの処分等についてお答えをさせていただきます。

現在、町立のこども園においては、保護者の方に使用済みのおむつを持ち帰っていただき、御家庭での処分をお願いしております。といたしますのは、紙おむつは各家庭で準備・補充をお願いしており、園での使用枚数、またおむつの交換回数などによりお子さんの体調を把握していただくためでございます。

園によって多少異なりますが、おむつ処理の流れを御説明しますと、園には園児の名前をつけた個々のおむつケースがあり、保育士はビニール袋に入れて使用済みおむつを園児それぞれのケースに入れていきます。保護者はお迎え時にお子さんのおむつケースを開けて、おむつの入ったビニール袋を回収し持ち帰るという流れでございます。

保育士にとりまして、園児それぞれの仕分を気にせず捨てることができれば、その分負担は軽減されるものと考えます。保育士の確保が困難な折、保育士の働き方にも御配慮いただいた議員の御提言に感謝申し上げます。ありがとうございます。

一方で、保育士からは、保護者がおむつを持ち帰られる際に、お子さんの排尿の回数や便の状態から体調管理に関する話の糸口になっている、またトイレトレーニングへのタイミングの話ができているという声も聞かれます。

次に、アンケートなどに関する御質問でございます。

おむつの処分に特化したアンケートなどを実施したことはございませんが、3年前に実施した「垂井町の子ども・子育てに関するアンケート調査」では、回答のあった460件のうち、園でのおむつ処分に関する記載は1件でございました。また、直接保護者の皆様の意見を聞く機会として、昨年度開催しました町長と語る会、今年度子育てをテーマに開催した未来トークの中では、おむつに関する御要望はございませんでした。このような状況を踏まえ、現在も保護者の方におむつの持ち帰りをお願いしているところでございます。

最後に、園での処理への転換につきましては、保管場所や園での衛生管理が課題となります。特に大規模園では大量のおむつを保管することになり、処理方法、費用負担などを検討する必要もございますので、いましばらくお時間をいただきたいと存じます。引き続き、お子さんの健やかな成長を第一に考えながら、子育て支援、保育士の負担軽減につながるよう、園でのおむつ処分についても検討していきたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、乾議員の御質問のうち、2つ目の空き教室の活用等につきましてお答えをさせていただきます。

大規模災害等の発生時において、小・中学校等は地域住民の避難所としての役割を担うことから、災害対応また避難生活について必要となる備えが求められます。町では、こうした有事の際の災害用備蓄品として、食料品や生活用品、また資機材について計画的に備蓄を進めているところでございます。

今年度におきましても、長期間保存可能な食料品をはじめ、育児用ドライミルク、長期保存用飲料水、クッキーなどを消費期限が到来したものと順次更新を行い、またアレルギーに対する対応としまして、アレルギーを除去した特殊ミルクなども備えさせていただいております。

現在、町の備蓄品の保管場所としては防災倉庫、また小・中学校の体育館、学校内の倉庫などをお借りし利用させていただいておりますが、小・中学校の教室を含めた空きスペースには限りがあり、備蓄庫として活用する十分なスペースを確保することが難しいことから、まずは避難所設置での初動の段階で必要となりますパーティションや折り畳みベッドなどを優先的に空きスペースへの保管を行っている状況でございます。

引き続き、備蓄品につきましては、それぞれの用途に応じ、また避難される方の状態、状況を考慮しながら計画的に配置しますとともに、備蓄品の保管場所、保管方法につきましては集中備蓄、分散備蓄それぞれの特性を生かしながら、また地域の状況に応じて進めてまいりたいと考えております。

なお、薬局、スーパー、ガス業者等、災害発生時における食料等の提供についてそれぞれ協定を結び、有事の際の備えとしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 答弁ありがとうございました。

紙おむつの件でございます。

先日も新聞に載っておりましたけれども、岐阜市では紙おむつは持ち帰りになっております。それから、大垣市においては、紙おむつ持ち帰りの廃止ということで署名活動を市民団体が行っているという記事が出ておりました。紙おむつを持ち帰っている、あるいは町が処理している近隣市町村の把握はされておりますでしょうか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

県内の自治体における処理状況でございますが、全部把握しております。持ち帰りをされているところ、もう廃止をされたところということで手元に全部資料がございますけれども、今議員がおっしゃいました大垣市における署名活動でございますが、私の手元にもこのようなチラシがポスティングされておりました。チラシを見る限りでは、ほとんどの園が持ち帰りをなくしたというようなふうにも取られるところでございますけれども、実際には半々というような状況でございます。以上です。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは次に、新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますけれども、こども園においての感染防止に向けての認識とか、認識を持ち対応されておるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 関連になりますか。

3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） それでは、最後に園内の消毒作業等の業務でございますけれども、消毒作業についての業務が負担になっておるのではないかというふうに思いますけれども、例えば現在ボランティアとか外部委託をして検討されているのかどうかお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 今の再質問にお答えさせていただきます。

消毒作業につきましては、保育士が全て作業を行っており、外部委託とかボランティアということでの対応はしておりません。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 分かりました。園児を扱う中での対応をすることは非常に大変かなというふうに思いましたもので、お聞きをしたわけでございます。

それでは次に、空き教室の関係でございますけれども、先ほど御答弁いただきましたが、ありがとうございます。ただ、この学校等が避難場所になるわけでございますけれども、見てみますと、先ほど言われたように、防災資機材倉庫とか、あるいは生活用品倉庫、町内に防災の資機材倉庫は7地区あるんですね。生活用品については4か所なんですけれども、果たしてこれでいいのかどうかということも思います。

言いたいのは、各小・中学校とかに7地区あるので、今のこの倉庫はそのままでもいいんですけれども、プラス学校にも、そういった資機材倉庫もそれぞれ7地区に設置してはどうかと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 乾議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

基本的に備蓄品に関しましては、災害の規模の想定によって避難者はどのぐらいいるのかといった形から、数量等を今計算しているところでございます。

乾議員御提案のございました各地区への備蓄品の倉庫の設置についてでございますけれども、有事の際には必要となると考えておることから、今後設置場所等をなかなか御了解いただけないところもありますけれども、場所等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

非常にこれは大事なといいますか、住民の命を守る大切なものでございます。実際に、本当に有事が起きたときに対応できるかということが非常にやっぱり懸念をされます。いま一度検討していただきながら、設置していただければなあというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） 2番 廣瀬隆博でございます。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い質問します。

まず、この場をお借りしまして、コロナ禍によって罹患された方やお亡くなりになられた方に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

また、コロナウイルス感染拡大防止のみならず、戦争など世界的な要因により物価上昇が続く、日本への影響もガソリン類や消費者物価の上昇など実生活に関する困難が懸念されています。皆さん、大変御心配されていることとお察しいたします。

さて、近年特に大規模災害と呼ばれる地震、津波、火山噴火、風水害、雪害などが全国的かつ世界的に頻発しております。過去に地域防災力の強化について伺ってございましたが、今年の

冬は久方ぶりの寒い冬となり、2月5日、6日には町内の多いところでは60センチを超える積雪量で町内全域に除雪車の出動となりました。

そこで、今回、大雪警報を考えると題し質問します。

この2月21日の全員協議会で除雪の説明がありましたが、再度、今後の除雪体制についてその内容も含め、町の皆さんに分かるように次の項目についてお尋ねします。

1つ目は、今回の大雪の状況や除雪基準となる積雪量の測り方や生活道路の除雪体制はいかになされたのか。

2つ目、防災無線放送で、積雪により車の通行及び消防水利の確保が困難な状況となっており、放送されるなど積雪が多く、消防署員や消防団員による水利確保などの除雪はいかになされたのか。

3つ目、2月7日月曜日、全小・中学校の登校時間が10時からに変更されましたが、いかに周知なされたのか。

4つ目、巡回バスの運行見合せがありましたが、この基準はいかになされたのか。

5つ目、各地区のまちづくり協議会での除雪申合せによる除雪協力体制や自治会、自主防災隊への要請はいかに。

6つ目、前の5項目の大雪への対応について、今回は各課にまたがり大雪警報に対応されてきたと思います。

さて、垂井町地域防災計画では、大雪警報は大雨注意報、洪水注意報と同等の準備体制となっており、暴風雪警報が出た場合は警戒第一体制となり、災害警戒態勢への移行もしやすいと思いますが、各課ごとの行動があるようで、この総合調整や指示の中心は企画調整課ではないかと思いますが、この体制を再度防災計画の見直しとともに確認されてはいかがか町長にお尋ねします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の大雪警報を考えるうちの6点ほど質問をいただいておりますが、私のほうから第1点目の今回の大雪の状況や除雪基準となります積雪量の測り方、生活道路の除雪体制についてをお答えさせていただきます。

まず初めに、今回の除雪に当たりましては、短期間に大雪が降り続きましたことから、その作業がおぼつかなかったという状況が発生をいたしまして、町民の皆様には大変御不便をおかけし、おわびを申し上げたいと思います。

また、このような中で、町民の皆様をはじめ、多くの皆様方には地域での除雪作業にも御協力をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

さて、御質問の2月5日と6日に発生をいたしました大雪の状況につきましては、町内で平均約50センチ以上の積雪がございまして、多いところでは80センチを超える積雪がございました。このため、5日から7日にかけて町内全域に除雪の作業を実施したところでございま

す。

基準となります積雪量の測り方でございますけれども、町内それぞれ各地区に職員が住んでおりますことから、その地区の積雪量を道路の中心部で計測いたしまして、必要に応じまして建設課職員が補足の不足するような箇所についての計測を実施させていただいております。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

それから、生活道路の除雪体制についてでございますが、計測をいたしました積雪量が15センチに達したときと、そしてまた15センチ以上に達すると予測される場合には、建設課職員がそれぞれの各業者をお願いをしておるわけでございますが、その作業の指示を行うことといたしております。

今回の除雪に当たりましては、34の業者の皆さんにその作業の実施をしていただきました。除雪業者の皆様には、深夜早くから夜遅くまで除雪作業に当たっていただきまして、本当に頑張ってくださいました。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

今年度の除雪に係ります経費でございますが、今回、本議会で増額の補正の議決をいただいたところでございます。総額で約6,900万円を見込んだわけでございますが、近年にない多額の経費を要したことから、大変資金繰りにも厳しい折でございますけれども、対応させていただきました。

今回の除雪に関しましては、町民の皆様から多くの御意見もいただきました。多くの課題も今回の除雪によりまして浮き彫りになったのも事実でございます。今回の除雪を踏まえまして、関係する皆様と連携を図りながら円滑な除雪の作業を行うよう、今後とも取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、そのほかの質問関係につきましては、所管の課長から御回答申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、廣瀬議員の大雪警報を考えるの御質問のうち、企画調整課が所管します内容についてお答えをさせていただきます。

まず、2点目の消防団員による水利確保についてでございます。

大雪となりました2月5日、6日の朝、降雪量を確認し、東消防署長と消防団長が協議を行い、各地区の水利確保のため、消火栓など除雪指示を消防団員への連絡メールを使用し行ったところでございます。両日合わせまして、団員の約半数に当たる140名の消防団員の皆さんに出動していただいたところでございます。また、消防署員においても、防火水槽周辺の除雪作業に従事したところでございます。

次に、4点目の巡回バスの運行見合せについてでございます。

今回の降雪により、運行ルート上で擦れ違いができない箇所やバス停が雪だまりにより機能していない箇所が町内全域であったこと、また積雪量などの路面状況から、2月7日と8日の

両日について運休という判断をさせていただきました。この判断につきましては、企画調整課の職員がそれぞれ自宅周辺、また登庁途中において路面状況を目視し、積雪状況を確認するとともに、これらを自治体専用ビジネスチャットを利用し、画像による情報共有を行う中で、最終的には私と巡回バスのドライバーと意見交換を行い、総合的に判断をさせていただきました。

巡回バスは、町民の皆さん、特に高齢者の重要な移動手段の一つであることから、極力運休をしないようにと心がけておりますが、今後も現場の状況を確認しながら利用者の安全を第一に運行してまいりたいと考えております。

次に、5点目の各地区まちづくり協議会、自治会への除雪協力についてでございます。

自治会等への協力依頼につきましては、それぞれの地区の代表者が集まっていたく会議において除雪基準をお示しし、併せて玄関前は自分たちで、狭い生活道路は地域ぐるみで、自助・共助の考えの中での除雪対応をお願いしたところでございます。

また、住民の皆さんへの周知につきましては、広報「たるい」に掲載し、協働の力で「大雪に強い町」を呼びかけ、除雪の協力をお願いいたしました。

先日的大雪は約10年ぶりの積雪量となりましたことから、住民の皆様には大変御迷惑をおかけしたことと思います。各地区におきましては、自宅周辺あるいは子供たちの通学路の確保のため、除雪作業に当たっていただきましたことに大変感謝しているところでございます。

次に、6点目の現行体制の見直しについてでございます。

まず、垂井町における大雪警報は、12時間の降雪において深さ20センチと基準が設けられ、岐阜地方気象台から発令されることとなっております。この認識の下、各課の対応につきましては、基本的には大雪警報の発表に関わらず、道路管理者、消防施設管理者、またバス運行管理者などは適宜降雪状況を見ながら、それぞれ決められた必要となります初動の対応に当たりますことから、災害発生時の総合調整役を担う立場の企画調整課ではございますが、特定する一つの課が中心となり指示を行うことは、かえってその判断に時間を要するなど円滑な対応に支障が起きると予想されますことから、現行での体制が適していると考えております。

なお、大雪警報が発令した場合であっても、町長の命により、段階を切り上げた警戒第一体制を取ることは可能でありますことから、降雪状況や対応状況などを的確に把握し、常時全庁的な情報共有・情報交換を図りながら、全課一丸となりまして迅速に災害対応に当たってまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 私からは、廣瀬議員からの御質問のうち、3点目の2月7日月曜日、全小・中学校の登校時間が10時からに変更されましたが、どのように周知をされたのかにつきましてお答えをいたします。

2月5日土曜日から6日日曜日にかけて非常に強い寒気が流れ込み、本町におきましても記録的な大雪となりました。各学校では、7日月曜日の登校に向け、前日、6日日曜日に学校の

敷地及び主な通学路などの積雪状況について現地確認を行ったと聞いております。教育委員会学校教育課職員も、6日日曜日、各学校の積雪状況について現地確認を行うとともに、学校の管理者等とも連絡を取り合っておりまいた。

その上で、校長の意向等を聞き取り、また近隣の町の対応について調査をし、翌日、7日月曜日には大雪警報は解除されていることが見込まれましたが、通常どおりの時間に登校することは困難であると判断し、始業時刻を2時間遅らせ、3時間目からの授業開始に変更したところでございます。

議員から御質問がございましたお知らせの方法につきましては、各学校から保護者宛てにすぐメールを配信いたし、また一部電話も使ってお知らせをさせていただいたところでございます。地域の皆様方には、子供たちの安全な登下校のために御協力いただき、誠にありがとうございました。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） 冒頭、町長から除雪作業に対する町の皆さんへおわびをいただき、また各課長より丁寧な説明をいただき、ありがとうございました。

幸い2月5日、6日は土曜日、日曜日ということで、多くの方が外出を控えられておったと、また自宅におられた方が多かったのではないかと考えております。役場のほうも当然休みでございましたが、仕事といえども、本当にたくさん雪が降っている中、出勤していただいたことにはまた敬意を表します。

また、業者の皆さんも朝早くから除雪作業をしていただいたということ、先ほど町長からもお礼の言葉をされましたけれども、本当に私からも、皆さんありがたく思っていますということをお伝えしたいと考えております。

さて最後に、7日に私もスコップ片手に子供たちの学校について小学校まで行ってきましたが、通学路はきれいにどけられておりました。私は東地区でございますので、垂井町では少ないところかと思えますけれども、交通量も少ない時間帯に変えられて、これは子供たちの安全が保たれていたなというふうに感じました。10時に変えられたということはよかったのではないかなと感じております。

皆さん、お礼ばかりでございますが、またあと消防団員など組織的な出勤もされまして、本当にありがたい限りでございました。

話の中で自助・共助・公助という話がございましたが、自分自身を守ること、自分のところの家の雪は自分でどけて、そして地域でどうしても雪をどけていない方のために、やっぱり地域の方がぜひとも協力して助け合っていていただいて雪どけをしていただくとか、また公助としますと、先ほど言いましたけど、役場や消防署、また大きな災害となりましたら自衛隊といった公的機関による共助活動が公的支援として行われますが、ぜひいま一度私どもも含めて、自助・共助・公助ということを日頃から考えて、今回大雪での災害でございましたが、もっと大

きな災害がいつ起きるか分かりませんので、皆さん協力し合って安全・安心のまちづくりにしていきたいと思っております。

私の今日の一般質問をさせていただきましての感想とさせていただきます。お答えは結構でございます。どうもありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 申し上げます。

定足数を欠くおそれがありますから、垂井町議会会議規則第10条第2項の規定により、退席をしないように求めます。退席をしないように求めます。戻られる方は早くお願いいたします。退席をしないように求めます。

〔13番 栗田利朗君・9番 角田寛君・7番 中村ひとみ君・6番 江上聖司君・5番 藤埴理君退場〕

〔発言する者あり〕

続行します。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 1番 太田佳祐でございます。

○議長（富田栄次君） ちょっと待ってください。

ただいまの出席議員は8名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、引き続き一般質問を行います。

1番 太田佳祐君。

〔発言する者あり〕

不規則発言は認めません。

続けてください。

○1番（太田佳祐君） 1番 太田佳祐でございます。

議長の許可をただいまいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は大きく2点です。

1点目は、消防団の団員確保について、2点目は、SDGsを取り入れたまちづくりについてです。

それでは、早速質問に入ります。

大きな1点目は、消防団の団員確保についてです。

消防団は、消防本部や消防署と同様、全国の市区町村に設置されている消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。しかしながら、総務省消防庁が平成29年に実施した消防団員の確保方策等に関する検討会によると、全国的に消防団員の確保は喫緊の課題であると指摘されており、当町においても同様の課題が発生していると考えられます。

これは、全国の消防団員の推移ですけれども、昭和40年をピークに令和2年はピークの4割ほど全国では団員が減少していると、こういった状況になっているわけです。

現在、新規消防団員の確保は既存の団員が一手に引き受けていますが、先ほど御紹介した検討会資料でも地方公共団体の担当部局とも協力して、多様な人材の確保のための働きかけを強化していくことが重要であると指摘されています。

そこで、行政としては、消防団員の確保について、垂井町消防団の現状をどのように認識しており、どのような協力体制が必要であると考えているかをお伺いいたします。

大きな2点目は、SDGsを取り入れたまちづくりについてです。

行政や政治は、今この町で暮らしている方々だけでなく、次の世代に対してもよりよい町を残していく責務を負っています。そこで、将来にわたり持続可能な町にするために、以下の4点についてお伺いをいたします。

1点目は、SDGs未来都市を目指してはどうかです。

SDGs（持続可能な開発目標）は、近年急速に普及や認知が進んでおり、多くの自治体でもSDGsの概念が取り入れられています。岐阜県においては、令和2年度にまず県がSDGs未来都市に選定され、令和3年度には岐阜市、高山市、美濃加茂市もSDGs未来都市に選出されました。このSDGs未来都市を目指すことについての所見をお伺いしたいと思います。

2点目は、J-クレジットを活用したカーボンニュートラルの推進をです。これは、SDGsの目標の7番と13番に該当する質問です。

地球温暖化対策は世界全体で取り組むことが重要な課題です。国際社会では2050年カーボンニュートラルが掲げられており、日本でも環境省を中心に国を挙げた取組が行われています。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素等、以下はCO₂等と申し上げますけれども、温室効果ガスの排出量と森林の光合成などによるCO₂の吸収量を均衡させることで、これを2050年までに達成することが世界的な目標となっています。垂井町とて例外なくこの目標を達成するために、まず垂井町内でのカーボンニュートラルを達成するための政策に取り組まなければなりません。

垂井町がカーボンニュートラルを推進する上で活用できるのがJ-クレジット制度です。J-クレジット制度とは、太陽光発電やバイオマス発電、小水力発電といった省エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、2013年にスタートしました。この制度を活用すると、CO₂等の排出超過となっている都市が、CO₂等の吸収量の多い山間部のクレジットを購入することで、CO₂等の排出量と吸収量の均衡を図ることができます。このクレジットの売買を排出権取引や排出量取引制度といい、カーボンニュートラルを実現するための代表的な政策となっています。

この政策を自治体を中心となって推進するのが地域版J-クレジット制度です。事例として、北海道美深町では美深中学校で使用する電力を電力会社からの購入から、学校の屋上に設置し

た太陽光発電によって電源を確保することでCO₂等削減を達成。獲得したクレジットは、カーボンオフセットシールとして町内にある道の駅などへ売却するなど新たな財源確保と地域経済の循環を達成しています。

Jークレジット制度の導入は、カーボンニュートラルを掲げる国の目標達成に向けて自治体として取り組める制度の一つです。ぜひ垂井町でも地域版Jークレジット制度を導入し、カーボンニュートラルに取り組み、持続可能な地域社会の創出をすべきと考えますが、担当課の所見を伺いたいと思います。

3点目は、ユニバーサルデザインフォントの導入をです。これは、SDGsの目標の4番と11番に該当する質問です。

ユニバーサルデザインフォントとは、誰にとっても見やすい文字を目指して開発された書体のことで、高齢の方や障がいのある方、外国の方でも容易に読み取ることができる書体のことです。こちらが、上が一般的な書体、そして下がユニバーサルデザインフォントの書体です。

現在、垂井町の議会だよりや広報「たるい」など、対外的に情報を発信する媒体ではユニバーサルデザインフォントが使用されておりますが、書類によってはほかのフォントが使用されています。部署によってばらつき等が見られるのであれば、この機会に行政の作成する文書については全面的にユニバーサルデザインフォントを導入して、全ての文書を誰にとっても読みやすい文書にしてはどうかと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

4点目は、官民連携の推進についてです。これは、SDGsの目標の9番と11番、そして17番に該当する質問です。

現在、垂井町では株式会社Another worksとの提携により、外部の専門人材によって垂井町のDX推進に関するアドバイスを受けています。しかし、民間人材の知見を生かせる分野はDXだけでなく、タウンプロモーションやふるさと納税、関係人口の増加など多岐にわたります。新たな協働の形である官民連携をより強化していくことで、これまで解決できなかった垂井町の課題解決やさらなる発展が期待できます。

今回提案する官民連携の方法は、企業版ふるさと納税の人材派遣型モデルを活用することです。企業版ふるさと納税の人材派遣型モデルは、自治体に派遣する人材の人件費相当の9割が税控除などで差し引かれ、企業としては人件費を軽減し、自治体に人材を送り込むことができる制度で、官民連携の促進に大いに活用できます。この制度を活用して、企業から垂井町に専門人材を派遣してもらい、行政運営のレベルをさらに引き上げていくべきだと考えています。そこで、人材派遣型の企業版ふるさと納税制度を活用して官民連携を推進することについての見解をお伺いしたいと思います。

以上、大きく2点の質問を行いました。何とぞ御回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、太田議員の質問のうち、1つ目の消防団の団員確保

について、2つ目のSDGsを取り入れたまちづくりについてのうち、企画調整課が所管する内容につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の消防団の団員確保についてでございます。

消防庁では、平成30年1月に取りまとめられた消防団の確保方策等に関する検討会の報告書において、多様な人材の活用に向けた工夫として、女性や地方公務員、学生などの消防団への入団促進と事業所等の消防団活動への理解・協力などが、また消防団員の活動環境の整備として、消防団員に支給される報酬など処遇、装備の改善などが対応策の案として提案されました。

また、令和3年4月に取りまとめられた消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告において、消防団員の報酬等の基準が示されましたことから、垂井町におきましても、本3月定例会において、消防団員報酬の引上げなどを行うため、改正条例案を上程したところでございます。

現在、本町の消防団員定数は298名。自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神の下、火災発生時の消火活動に限らず、地震や風水害等の災害時における避難誘導、救助活動、また平常時におきましても、町民の皆さんへの防火指導、巡回広報など地域防災の中核を担っていただいております。

一方で、消防団の中心となります20歳から49歳の男性人口が減少傾向にあることに加え、町外・遠方で勤務する者の増加、また生活スタイルや価値観の多様化などにより入団を拒む若年層が増加しており、この状況は本町におきましても同様でございます。

これらの状況を踏まえ、消防団員の確保につきましては、団員の確保方策等に関する報告内容を参考とするとともに、町と消防団との意見交換、協議を行う中で、課題となっております団員の負担軽減を中心に、町の状況に合わせた見直しを進めているところでございます。この取組により、消防団の団員確保の課題解消にもつながっていくものと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

次に、2つ目のSDGsを取り入れたまちづくりについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のSDGs未来都市を目指してはについてでございます。

世界でトップクラスと言われている日本における自治体のSDGsの取組につきましては、内閣府の旗振りによる自治体の地方創生の取組がさらにSDGsを後押ししているものと考えております。

また、本町におきましても、SDGsに取り組むことは人口減少や地域経済の縮小といった課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めていくためにも大切であると考えております。このSDGsの取組を進めていく上で求められるものは、当事者意識の醸成であると考えます。

本町では今年度SDGsを進めていくため、町民の皆さんへの周知方法として広報「たるい」4月号において、「SDGsを知ろう」をテーマに特集を組み、以降6月号からは毎月、「小さな行動が未来につながる～今すぐできる私のSDGs～」として、中学生や地元企業の取組を掲載しているところでございます。

議員がおっしゃるSDGs未来都市を目指すという具体の取組は、現在町として行っており

ませんが、本町の第6次総合計画にもうたうSDGsの推進に資する持続可能な活気ある町を目指しますとともに、誰一人取り残さないというSDGsの基本理念に沿った取組を大切にしながら、まずは町民の皆さんのSDGsに対する認知度を高めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、4点目の官民連携の推進についてでございます。

現在、垂井町では、昨年8月、民間企業と複業人材との協働に関する連携協定を締結し、公募により選任したアドバイザーから専門的な見地からの助言をいただくなど、DXの推進について取り組んでいるところでございます。アドバイザーからの助言は、本町のDXを進めていく上で、民間の発想に直接触れることができ、担当職員にとりましてもよい刺激となっておりますことから、事業の円滑な推進につながっているものと考えております。

議員がおっしゃるとおり、本町が抱える課題の解消や今後新たに取り組む事業を進めていく上で、官民連携しての事業展開は大きな期待が持てることから、DXに限らず、あらゆる分野での民間人材の活用も今後調査・研究してまいりたいと考えます。

次に、人材派遣型の企業版ふるさと納税を活用した官民連携の御提案についてでございます。

この制度は、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体へ派遣することで、企業側には人件費相当額を含む事業費への寄附として税の軽減効果や地域貢献などのメリットがあります。また、地方公共団体にとりましても、専門的な知見を有する人材の登用で、地方創生事業の充実・強化を図ることができるなどのメリットがございます。

今後、こうした制度を生かした官民連携を進めていくことは、人口減少を課題とする本町にとりましても解決に結びつく有用な手段の一つとして認識しておりますので、内容を精査し、活用の検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 太田議員のSDGsを取り巻くまちづくりのうち、2点目のJークレジットを活用したカーボンニュートラルの推進をについてお答えさせていただきます。

近年、各所で多発するゲリラ豪雨、台風の異常発達など地球温暖化の影響を具体的に実感するところであり、国としても決して容易な目標でないとしながら、2050年にカーボンニュートラル、つまり温室効果ガス実質排出ゼロを掲げております。日本から排出される温室効果ガスのうち、衣食住や移動といったライフスタイルに起因するものが6割を占めるという分析もあり、この目標を達成するには、誰もが当事者意識を持ち、まさに社会全体で取り組んでいく必要があると考えております。

議員御指摘のJークレジットは、削減、吸収できたCO₂の量を国の基準に基づき、クレジットとして可視化し、販売可能にしているものでございます。つまり、業種や社会活動の内容によってはどうしても避けることができないCO₂の排出量について、その量に応じたJーク

レジットを購入することで、購入者が排出するCO₂の埋め合わせをすることができ、社会全体が取り組むことができる制度となっています。

また、自治体がJ-クレジット制度を活用することで、地球温暖化防止に寄与しながら、地域の活性化や持続可能な地域社会を創出することが可能となり、カーボンニュートラル実現に向けた有効な手段の一つであると認識をしております。しかしながら、制度が複雑な面もあるため、活用自治体の状況等を見ながら今後調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、脱炭素に寄与する取組として多々ある中、エコドームでの資源回収や環境フェアなど循環型社会構築に向けた既存の取組について引き続き進めていくとともに、再生エネルギーの活用・導入促進についての検討なども進めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 太田議員の2つ目の御質問、SDGsを取り入れたまちづくりについての3点目、ユニバーサルデザインフォントの全面導入についてお答えさせていただきます。

ユニバーサルデザインフォント、いわゆるUDフォントは、障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種などに関わらず、あらゆる人に分かりやすく、利用しやすいようにデザインされたユニバーサルデザインの考え方にのっとった文字書体のことで、SDGsを推進する上で重要なツールであると認識しております。

さて、本町におきます行政文書につきましては、平成22年に策定し、現在第8版となります事務処理の手引を基に作成しております。その手引においては、書体の指定はほぼございませんので、多くの職員が明朝体を使用しておりました。しかし、近年の社会的なユニバーサルデザインの普及に伴いまして、本町のパソコンにおいてもUDフォントが日常的に使用することができるようになったことから、職員も読みやすく伝わりやすい文書を作成するために使い始めたと認識しております。現状では、UDフォントの使用につきましては、特に全庁的なルールはございませんので、議員御指摘のとおり、広報「たるい」や議会だより等一部のものについて使用している状況となっております。

内部で作成する文書におきましても、一部UDフォントが使用されており、職員からは読みやすいとの声も聞かれますが、使用するには注意すべき点もございます。令和3年1月に開催しました垂井町広報研修会の中で、講師の方が、紙、ウェブやスマートフォンと情報の発信方法は変化しており、誰にでも情報を伝えるという広報の観点から考えるとユニバーサルデザインは有効であるが、例えば謝罪文など内容と立場を考えて発信する必要があると言われました。つまり、時・場所・場面を考え、UDフォントを使用する必要があると考えます。また、UDフォントは、氏名や地名などに用いられる外字に対応しておりませんので、行政文書全てをUDフォントに統一することは現状では困難であると考えております。

しかしながら、冒頭で申しましたとおり、UDフォントは町民の皆様へ情報をより分かりや

すく伝えるための重要なツールでございますので、今後は他市町との事例も検証しながら、U D フォントをできる限り使用するための全庁統一のルール作成に向けて、検討をしていきたいと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 1 番 太田佳祐君。

○1 番（太田佳祐君） 多岐にわたる御答弁ありがとうございました。

どれも大変なテーマもございますので、ぜひ検討いただきながら進めていただければと思います。

1 点だけ再質問をさせていただきたいと思います。

SDG s を取り入れたまちづくりについての中のSDG s の未来都市宣言に関してですが、先ほどはまず認知度を高めていくことが大事だというふうにおっしゃっておりまして、それは本当にそのとおりだと思っております。一方で、計画的にやはり認知度を高めるための施策が必要であるかなというふうに思っているのと、何らかの計画の中でSDG s の普及についても入れていくといいのかなというふうに思っておりますけれども、折しも第6次総合計画の改定が今後行われていくと思うんですけれども、例えばそういったところでSDG s に関しても、項目を追加することは難しいかもしれませんが、何らかの周知・啓発に向けた取組ということはお考えでないのかということだけ1点お伺いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 太田議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

今回御質問にもございました岐阜市さんの未来都市計画を拝読させていただきました。の中には、岐阜のシビックプライド、それからウエルビーイング、幸福・健康に満ちたSDG s の未来都市という形で取り組まれております。本町におきましても、この計画につきましてはとても参考になるものと認識したところでございます。

今、議員御提案がございました来年度の第6次総合計画の後期の見直しにつきましては、当然のことながらSDG s の文言等そういったものも考慮しながら、調査・研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 1 番 太田佳祐君。

○1 番（太田佳祐君） 御答弁ありがとうございました。

私の一般質問は、以上で終わりとさせていただきます。今後もよりよいまちづくりのために皆さんと一体になって進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 感染症予防のため、1時間を目安として休憩を取っております。申し訳ありません。しばらく休憩といたします。再開は10時30分といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

○副議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみです。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく2点にわたってお伺いをいたします。

まず1点目、带状疱疹を未然に防ぐために。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方も見えると思います。水ぼうそうは1度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが带状疱疹と呼ばれるものがあります。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。

1997年から宮崎県内で実施している带状疱疹の調査において、带状疱疹は50歳以上に多いことが明らかになりました。さらに、この10年で20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあります。過去に1度感染して免疫のある人は、その後の自然感染によって免疫が增強されるというブースター効果が得られますが、皮肉にも1歳以上3歳未満の子供を対象にした水痘ワクチンの定期接種化によって水ぼうそうにかかる子供が減り、水痘・带状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の一つと考えられるそうです。

もう既に带状疱疹にかかったことがあるという方も見えるかもしれません。体の左右どちらか一方に、最初はぴりぴりちくちくと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから带状疱疹と名づけられました。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛（PHN）と呼びます。PHNは、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、ずきんずきんとする痛みが特徴です。带状疱疹を発症する強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほど、皮膚症状が治まっても、50歳以上の方の2割に神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経痛、顔面麻痺、目の障がい、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることもあります。

带状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追記されました。2016年からある水痘生ワクチンに加えて、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンと比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、带状疱疹にワクチンがあることを知らない人も多く見えます。

そこで1点目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか、お伺いいたします。

また、2点目、带状疱疹ワクチンの周知と種類の推進はなされているか、お伺いいたします。

先ほども申し述べましたが、带状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことです。また、高齢になってからの強い痛みなど、とても苦痛だと思います。しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンでは1回2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。愛知県内では、名古屋市が2020年3月から接種費用の助成を開始しており、生ワクチンに対して1回4,200円の自己負担を、不活化ワクチンに対しては1回1万800円の自己負担を医療機関に支払うことで接種ができる体制になっております。また、刈谷市でも昨年8月1日から接種費用の一部助成が始まりました。

そこで3点目、本町においても、町民の健康を守るという観点から带状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、2点目に入らせていただきます。伝言ノートについて伺います。

近年、終活、いわゆる人生の終わりのための活動については、今や様々な場面で耳にするようになりました。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題もありますが、周りに迷惑をかけずに人生を終えたいと考える方が多く、準備の必要性を感じ、社会現象として終活が広がっているようであります。

まずは、治療、葬儀、遺産などの意思表示を家族や周りの方への伝言としてエンディングノートを作成することが、その活動の準備段階となるそうです。例えば終活は何から始めればいいのかといった相談を受け、静岡県磐田市は2020年4月から終活おうえん窓口を開設し、終活に関する高齢者や家族の不安、悩みを聞き、アドバイスをしたり、必要に応じて専門機関、担当部署を紹介したりする、また充実した人生や家族との情報共有を支援するために、磐田市版エンディングノート「私と家族のあんしんノート」を作成し、同年6月から配布しています。4章から成る内容は、「私の思い出」「これからの私＝やりたいこと、会いたい人、行ってみたいところ」（第1章）、「家族との思い出」「大切な人へのメッセージ」（第2章）などが半分以上を占め、不動産や預貯金などの財産（第3章）、医療・介護・葬儀の希望（第4章）など、エンディングノートの記述欄が続きます。表紙もピンクのプレゼント用の赤いリボンをあしらったデザインで、エンディングノートのイメージはありません。同センターは、このノートは家族などの周りの方への贈物という意味を込めました。充実した人生を送る一助として活用してほしいと、作成の趣旨を語っています。ノートは市のホームページからダウンロードすることもできます。

また、小牧市のエンディングノート「わた史ノート」は、行政書士やお寺の広告を載せ、その広告料で作成をされています。犬山市の「私の伝言ノート」も、協力企業の広告により作成をされております。

エンディングノートに対する意識の向上を表す一例として、終末医療に関する意識調査報告書になりますと、自分の死が近くなったときに受けたい医療や受けたくない医療について家族との話し合いがされているか、話し合ったことがないと回答した人は56%でした。また、自分で判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか、あるいは受けたくないかを記載した書面を残しておくことに対しては賛成の方が70%いましたが、そのうち作成をしているといった方は3%と、書面に作成することに結びついていないのが実情です。家族と周囲の人との思いの行き違いをなくすには、ふだんの生活の中で言葉を交わし、家族や周囲の人と思いを共有することが大切ですが、自分の思いを伝えるためのこのようなノートを活用することも手段の一つであります。

また、高齢社会白書では、昭和55年には男性19万人、女性69万人だった65歳以上の一人暮らしの方は、平成27年では男性192万人、女性400万人にもなっています。一人暮らしの方が増えるということは、お一人でいるときに亡くなられる方も増えていると考えられます。

そこで1点目、お一人暮らしので亡くなられた場合の対応はどのようにされているのでしょうか。また、そのようなときに行政として困られた事例などございましたら、お伺いいたします。

2点目として、周りの方に伝えたいことを書き留めておく垂井町らしい伝言ノートを作成することを提案します。御所見をお伺いいたします。

以上2点にわたっての私の一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） それでは、中村議員の2つの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問、带状疱疹を未然に防ぐためについてでございます。

その中の1点目の带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるかということでございますが、ワクチンを接種することで、带状疱疹の発症率を低減させ、また重症化を予防できることから、予防接種の意義があることは認識しております。

次に、2点目の带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているかについてでございます。

带状疱疹の情報についての周知や接種の勧奨などは行っていないのが現状でございます。そのため、医療機関の待合室に掲示のポスターやテレビCMなどを御覧になったという方から御相談を受けております。1年間でお一人程度の御相談ではございますが、その際にはワクチン接種の効果やリスクなどを説明しているところでございます。

次に、3点目の带状疱疹ワクチン接種の助成についてでございます。

現在のところ、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種でございます。一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや部位の痛み、全身の倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされていること、また長期的な予防効果については研究過程の状況でもございます。

国の専門の委員会におきましては、平成28年6月から予防接種法に基づく定期接種化について議論が続けられており、平成30年6月に開催された委員会では、期待される効果及び導入年齢について、さらに検討していく必要があるとし、必要なデータに関して結果がまとまったところで委員会で検討するとされたところでございます。

基本的には定期接種化に向けた検討が進むことが望まれるところですが、今後の専門委員会の動向に注視しながら、そのワクチン接種の必要性について検討してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の御質問、伝言ノートについてお答えさせていただきます。

まず、1点目のお一人暮らしの方で亡くなられた場合の対応はどのようにされているか、またそのようなとき行政として困った事例はあるかについてでございますが、町では現在、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業や一人暮らし老人訪問事業のほか、職員による戸別訪問などにより、一人暮らしの高齢者の方への見守りを行っております。また、様々な相談をお受けする中で、継続的に関わりを持たせていただいている方も多数お見えになります。

こういった方々には、御本人のことだけではなく、親族や関わりを持っていただけの方の連絡先をはじめ、できる限り事前にあらゆる情報をお聞きしております。亡くなられた後の手続の中には、届出者が法律で限られているものや財産的な問題の対応など、どうしても親族でないに対応困難なものがあるため、一般的にお一人暮らしの方が亡くなられた場合には、まず御親族の方へ連絡をさせていただき、一緒に対応を検討していくということになります。また、病院や施設でお亡くなりになる場合は、入院等されるときなどに病院や施設から保証人を求められるケースが多く、死亡後の対応はその保証人の方を中心に検討がされることが多いと思われます。

一方で、中には身寄りのいらっしゃらない方や事情があり親族と全く連絡が取れない方もお見えになるため、こういった方々への対応が町として困難な事例となる代表的なケースだと考えられます。こういった場合には、少なくとも死亡届や御葬儀、火葬などの手続については何らかの対応を検討する必要があるため、個々の状況に合わせながら、できる方法を模索し、対応しているところでございます。

町といたしましては、できる限り亡くなられた方にとって尊厳ある人生の終え方ができるよう、日々努めているところでございます。

次に、2点目の垂井町らしい伝言ノートを作成してはとの御提案でございます。

伝言ノート、いわゆるエンディングノートと言われるものについてですが、高齢化の進展を

受け、その活用の検討をする自治体が増えており、また昨今では書店などでも複数の種類のエンディングノートを目にするようになりました。

自分の意思を生前に記録し、これを適切に後世につなげていくことは、財産の保全や、相続における手間や、無用な争いを回避するために重要であり、最近では令和2年7月から自筆証書遺言の法務局保管制度の運用が開始されており、さらに令和3年4月には空き家などの社会問題から相続登記を義務づける法改正が行われるなど、社会全体でますますその重要性が再認識されてきている課題であると認識しております。

御提案いただいたエンディングノートは、遺言等と異なり法的な強制力がない一方、生前についての希望も記すことができるため、自分の生涯を振り返って、やりたかったことや、やり残したことを再認識していただく中で、御本人が人生の最期を豊かに安心して迎えていただくことにつながり、また御家族にとっても介護や医療、死亡後の手続の際、御本人の意思を尊重した対応が取れるため、御本人と御家族、双方にとって有意義なものであると感じております。

このため、今のところ町独自のエンディングノートの作成までは至っておりませんが、本町でもその活用については検討しており、例えば法務局や民間事業所など外部機関と連携した説明会や相談会を実施することで、直接的に必要とされる方へ推進を図ることができ、加えて遺言制度なども含めて関係する情報を広報等で周知するなど、広く啓発を図っていくことも重要であると考えております。

いずれにいたしましても、誰もが最期まで自分らしく生きることができ、御本人や御家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりにつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

再質問に入らせていただきます。

まず、带状疱疹についてですが、国が定期接種に向けて動いているということでもありますので、そちらはすぐということにはならないと思いますが、まずはこの带状疱疹ワクチン自体を御存じじゃない方がたくさんいらっしゃいます。あるんだよという話もさせていただいているんですが、まず行政として周知を徹底していただきたいと思いますが、その点だけお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在、带状疱疹ワクチンは、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、任意接種の枠になってございます。定期接種とは異なり、任意接種ということで、御希望される方が接種をするというワクチンになってまいりますが、この带状疱疹に限らず複数のものが任意接種と位置づけられているものがございまして、そういったものとの関係性もございまして、またどういったふうに周知をしていったらいいかということも含めまして、今後検討してまいりたいと考

えますので、御理解賜りたいと存じます。

○副議長（若山隆史君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

続いて、伝言ノートについて再質をさせていただきたいと思います。

法律的な拘束力は、説明していただいたようにありませんが、御自身が判断できなくなった場合に、御家族や医療機関、関係者には大変に参考になると思います。行政としても様々な形で寄り添っていただいているということをお話していただいて感謝申し上げますが、突然孤独死ということになった場合に、深く関わりを持った方は情報を得られたかもしれませんが、やはり何が起こるか分からないということで、こういうエンディングノートなどを活用して、分かりやすい色で、ここにあるよというものがあつたら非常に便利だと思います。そういう形で垂井町らしいというふうに表示させていただいたんですが、町長の見解をお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 中村議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、私たちが今日まで活動していく中での伝言、遺言については、非常に厳しい厳格な手続が、きちっとした書面をしていないと、それは無効云々という言葉聞いてまいりましたが、先ほど所管の課長が申しましたとおり、随分と制度も改定されますというか、もっと身近なものになるということでございます。

しかしながら、全てが前向き、きれいな知識を持った文言で書いてあればいいんですが、感情でありますとか、いろんなケースがあると思うんですね、孤独死の場合に。そこに書かれてあるものが、一定の条件の下に羅列されていないことが書かれてあつたり何かすると、むしろ他方で違う意味での混乱に陥るケースもあるやもしれません。しかしながら、考え方、ここにすぐ分かるようにしておくということは、それは善良なる伝言をされる方にとっては素晴らしいことだと思いますので、全国的な傾向でありますとか、そういったことも十分一度研究をさせていただいた上でということで御理解いただきたいと思います。

それだけでなくも生存しておる我々の人間の活動そのものが多岐にわたって、いろんな考えをされる方が随分と多くなってまいりましたので、託される言葉の内容、文言についても非常に多岐にわたることも想像されますので、何とぞ御理解賜りたいと思います。

○副議長（若山隆史君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

一人でも多くの方がこういうエンディングノートなどを活用できたら、垂井町で最期まで安心して暮らせる、そういった町でありますように、しっかりと体制づくりをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（若山隆史君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 6番 江上聖司でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

各市町の新年度予算案が新聞等で掲載されています。垂井町においては、少子化対策、子育て・教育支援、地域経済の活性化を最重要課題に捉え、結婚新生活の支援や育休退園制度の見直し、創業支援アカデミーなどの実施、都市計画課を新設し、人口減少対策としての土地の利用やインフラ整備の推進を図るとのことです。

そこで、私は空き家等対策についてお尋ねをいたします。

空き家問題というと、個別の問題として捉える傾向にありますが、都市計画の観点から町の問題として解決していくべきであると考えています。人口構成の大きい団塊の世代が相続期を迎えることから、高齢世帯が住んでいた住宅やその敷地が大量に低未利用地化することが見込まれます。このことから、都市機能を有する地域においても、低未利用地が点在することにより、ランダムに突然小さな穴が開いたようになります。このことを「都市のスポンジ化」といいます。

管理が行き届かない建物や土地が増えることは、景観を損なうだけではなく、生活環境に衛生上の悪影響を及ぼす可能性があります。犯罪の温床になることもあります。これらのことは、地域の魅力を損ない、さらなるスポンジ化を進行させる悪循環を引き起こします。

また、災害の折には空き家による2次被害が想定されます。命を守る取組の観点からも、先送りにすることは避けなければなりません。空き家の近くに住んでおられる方からは、本当に困っていると相談を寄せられます。一方、空き家を所有しておられる方についても、どうしたらいいのか分からず困っておられる方も多いのではないのでしょうか。核家族化が進む現代では、細分化された土地や建物をどれくらい持っているかは、親族でも全てを把握するのは難しく、所有しておられる方が亡くなられて初めて知る場合もあると聞きます。このように個人で解決するのが難しい問題については、都市計画の一環として取り組むことが望まれます。

空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月26日に全面施行されました。この空き家等対策で住民に最も身近である市町が個別の空き家の把握が可能であることから、その事務を担うのが適切であると考えられます。このことから、空き家等の実態調査に基づき、顕在化した空き家とともに潜在的な空き家を早期に発見し、対応していくことが重要になってまいります。

令和2年7月1日より令和4年12月31日まで、低未利用地の適切な利用管理を促進するための特例措置があります。これは、土地と上物の取引額の合計が500万円以下であることや、都市計画区域内の低未利用土地等であることなど、ほかにも要件がありますが、要件を満たすものについては、売主の長期譲渡所得を控除するというものです。

さらに、国土交通省の「都市のスポンジ化対策（低未利用土地権利設定等促進計画・立地誘導促進施設協定）活用スタディ集」では、低未利用土地権利設定等促進計画と立地誘導促進施

設協定の活用イメージと、制度創設に際して参考にした事例が記されています。

低未利用土地権利設定等促進計画においては、低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が、所有者等の探索も含め、機能的にコーディネートの上、土地・建物のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行うもので、支援措置としては、税制特例として登録免許税や不動産取得税の軽減があります。

立地誘導促進施設協定においては、地域コミュニティが公共性を発揮し、住民の幅広いニーズに対応した必要な施設を一般的に整備・管理します。協定を締結した後に地権者になった者にも効力を及ぼす継承権を付与します。取組をさらに広げるため、市町村長が周辺地権者に参加を働きかけるよう、協定締結者が市町村長に要請できる仕組みを設置するものです。支援措置としては、固定資産税や都市計画税の軽減です。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置や、「都市のスポンジ化対策（低未利用土地権利設定等促進計画・立地誘導促進施設協定）活用スタディ集」などを見ても、空き家等対策は、まさに重要課題であることが分かります。このことから考えられることは、空き家等対策については、地域の特性と地域の問題点を市町の行政が把握し、取り組んでいくことが求められているということです。

空き家等の実態調査の中で出てきた問題点を早期に発見し、所有者の負担を少しでも減らせるような働きかけをすることが可能なのは、やはり身近な存在である市町であると思います。今まさに空き家の近くに住んで困っておられる方や空き家等を所有して困っておられる方に、町としてはどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

2番目に、住みやすい環境を次の世代に残すことは何より重要であると考えます。都市計画においても、一旦造ったものは、人口減少が見込まれる中、少ない人口で、その後の整備をしていかなければならないことを視野に入れる必要があります。10年後、20年後にどのような影響があるのか、今した決断の結果が次の世代によりよい形で残るためにはどうしたらよいのかを考える必要があります。この空き家等の問題をなおざりにしては、住みやすい環境の構築はあり得ません。

そこで、空き家等に対策の今後のビジョンについて、早野町長にお尋ねをいたします。

○副議長（若山隆史君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、空き家等対策につきまして、都市計画の観点からお答えいたします。

令和3年3月に改定いたしました垂井町都市計画マスタープランでは、垂井町の現状と課題、社会の主な潮流の中で低未利用地の増加・スポンジ化への対策の必要性について整理しています。また、令和元年12月に実施いたしました都市計画マスタープラン住民意向調査の結果では、「お住まいの身近な地域で充実したらよいこと、やってみたいこと・重視していきたいこと」の問いに対し、商店街の活性化、空き店舗・空き家の活用が53.9%と最も住民の関心が高い結

果となりました。

令和2年度に開催いたしました地域別ワークショップでは、どの地域におきましても、参加された皆様から、空き家・空き地等の増加が課題であるとの意見をいただいているところでございます。

このことから、都市計画マスタープランの住環境・市街地環境の方針の空き家対策では、今後増加が見込まれる空き家に対して、発生抑制や適正管理のための働きかけをはじめ、利活用を促すための空き家バンクの運営、不良住宅や特定空家の除却を行うため補助制度等の支援策の拡充を検討するとしています。

また、市街化調整区域のコミュニティ維持の取組の中では、空き家へのUターン、Iターン、Jターンの誘導や、田畑などの環境を生かした定住等への空き家の活用を検討し、積極的な利活用を促進するとしています。

この方針から、今年度から市街化調整区域での地域コミュニティ維持のための対策を図るため、地区計画などの都市計画的手法を用いながら、空き家等のストック活用や複合的な市街化調整区域のまちづくりの検討をスタートしたところです。

今後も増加することが予測される空き家等の対策につきましては、発生抑制と適正管理を促進するとともに、新たな住宅としての再生や他用途への活用など、空き家や空き地を地域資源として捉え、地域の皆様と連携・協力を図りながら有効な利活用について検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○副議長（若山隆史君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、江上議員の御質問について、空き家等の対策を所管する立場からお答えをさせていただきます。

町では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年度に空家等実態調査を行い、平成30年3月、町空家等対策計画を策定しました。本計画の中で空き家に係る課題として、大きく4つに整理をしております。1つ目として、議員が御指摘をしてみえます高齢者のみの世帯の増加等が見込まれることから空き家の発生抑制、2つ目として、遠方での居住などにより維持管理が困難になることが見込まれることから空き家の適正管理、3つ目として、比較的新しい物件は軽微な修理・修繕で流通する可能性があるなど空き家の利活用の促進、4つ目として、ほとんど管理がなされていない特定空家等管理不全な空き家への対策としておるところでございます。

垂井町内でも、特定の地区では、空き家率、高齢化率がともに高く、また市街化区域外でもあることから、近い将来、空き家となる数が急増する可能性があり、こうした事象の対応につきましては、当然に町全体の土地利用の中での検討が必要であると考えております。

なお、担当窓口やお電話において、お住まいの周辺での空き家等でお困りの方、また空き家を所有しているが活用する計画がないなどの相談につきましては、県の住宅供給公社、宅建協

会、NPO法人岐阜空き家・相続共生ネットなどの専門家と連携しながら、解消に向けて取り組んでおります。

今年度におきましても、空き家バンクに登録中の物件1件において売買が成立したこと、また除却費用の助成により2件の空き家が解体できたことなど、僅かではありますが、その取組の成果が現れてきたところでございます。

除却した1件につきましては、これまで地域からの要望、また小学生の通学路に面していたこともあり、早期の解決が求められてきた案件でございましたが、相続された所有者の理解、また除却工事を行っていただいた業者の協力もあり、このような形につながったものと考えております。

一方で、空き家は個人財産であり、行政が支援できることが限られていることから、空き家を減らす施策と空き家を増やさないための施策の両面から、引き続き空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、空き家等対策についての今後のビジョンについてでございます。

来年度、町空き家等対策計画期間の最終年度となりますことから、新年度におきまして次期計画策定の準備と空き家等実態調査を行う予定でございます。

今回の実態調査では、空き家件数、空き家の種類、老朽度の判定など、前回調査から空き家の実態がどう変化しているのかを分析し、次期計画の中で今後のビジョンを含めた町の方向性を盛り込んでいきたいと考えております。

空き家問題は、所有者の適正管理、利活用、危険空き家対策と多岐にわたりますことから、現行の対策を進めながら、本町の実情に合った空き家対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

建設課長、企画調整課長ともに発生抑制、それから利活用、その辺を考えていきたいということでございました。それで、この空き家の相談でございますけれども、これは本当に住民の方、困っていらっしゃる方が多くて、私自身、この質問は平成25年、それから26年、29年、令和元年、今回で5回目の一般質問になります。でも、その中で一番困って見えるというのは、いわゆる利用価値がないといいますか廃屋ですね、もう住めないような状況になっている。所有者はもとより、その周りの住民の方なんですね。景観はもとより、先ほど申し上げましたように災害時の2次被害、そして何よりも火災ですね、それを非常に心配されております。

いずれにしても、ネックとなるのは、どうしても除却費用とかの問題に入ってくるのかなと思います。それで、元年の12月議会で私が一般質問させてもらったときに補助の提案をさせていただきました。それで現在、1件30万円をつけていただいているんですけども、早野町長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

25年当時、私が初めて空き家の質問をさせていただいたときに、早野町長、ちょうど企画課

長をされておられました。そのとき、要するに空き家の実態はどんな感じですかというふうなお尋ねを私がさせていただいたら、お答えとしては、空き家の実態調査は、巡視・点検を含めて今はしておりませんというお答えでございました。それで、あれから10年以上が経過しております。状況も大きく変わりました。垂井町として何ができるのか、もう一步踏み込んだ議論が必要になってくると思うわけであります。

それで、企画調整課長をやってみえたので、御専門ですのお尋ねするんですけど、例えば除却後の固定資産税の減免とか、よそはやっておられるところが幾つかあります。それで、垂井町は実施されておられませんけれども、こういったことはどのようにお考えか、町長にお尋ねをしたいと思います。

○副議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

○税務課長（桐山裕次君） ただいまの江上議員の再質問にお答えさせていただきます。

空き家を除去した後の当該住宅地に係る固定資産税は、これまで住宅用地の特例措置により、当該住宅用地に係る課税標準額を6分の1としていた特例措置がなくなり、結果、固定資産税が約6倍になるということは御存じのとおりでございます。

これらの土地に係る固定資産税における特例措置の税制上の仕組みが空き家の取壊しに対し戸惑いを生じさせ、放置に至るケースがあることは十分認識しております。

当町における減免による空き家対策への効果を慎重に検討していくことが重要であり、議員御発言のとおり、減免といった税制面が空き家の前向きな除去を後押しする効果は期待されるところでございます。

減免制度は、現在既に定められている他の減免制度と、また固定資産税が賦課される納税義務者間における均衡が失しないようにすることが重要でございます。

空き家の現状や制度の効果を含め、慎重に検討していくことが必要だと考えております。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） ただいま減免の考え方等々につきまして所管の課長から少し先に回答させましたが、御案内のとおり、それぞれの全国の市町、都道府県も全てそうでございますが、市町村県民税の課税権、これは地方自治体の最たる権能の部分でございまして、私ども職員もそうでございますが、議員もそうですが、納付の決定の通知をもって、納付書をもって払わなければならないといった税の仕組みでございます。

これを空き家の環境等々、減免の措置、全国でもあるそうでございますが、あまりそうここに一足飛びに行くと、非常に税の仕組みそのものの課税権に対するものの根幹になる税仕組みに、一つがらっと陰りのような投石、メッセージが伝わるようなことも非常に慎重に判断をする必要があると思います。

国において、今回の全国的に見られる空き家対策等を、国政をもって税制権の仕組みを根幹から法律を触っていじるならまだしも、市町村長の判断だけで簡単にやるのが果たして適正

な判断につながるのかどうかといったことを考える必要がございますので、お時間をいただきたいと思います。

それから、併せまして最大の把握するのは一番市町村であるということを江上議員もおっしゃっていただいております。国、県、それから市町村、住民の皆さんの住んでおるところの一番近いところにおるのが市町村でございますが、その代わり他方で市町村ならではのことは何かといったことが、私はメッセージとしてきちっとお伝えしないと、それまでに付近の方々、環境云々、そのとおりでございます。私の隣にあっても、江上議員がおっしゃったことと同じようなことを申すかも分かりませんが、それぞれ各地区まちづくり協議会の中でいろんな事業を展開していただいておりますが、そのメニューの中でも、今日御発言になったことが問題になるということを期待しながら、今度、そういった対策は地域としても考えていく必要があるんじゃないかといったようなところにテーブル、議論が交わされるようなまちづくりの協働の町を目指す必要があるというふうに認識しておりますので、決して市町村が引くということばかりではございません。

仮に市町村が独断でやるとするならば、代執行をやるとというのが唯一ございますので、これについては費用がかさんで、その後の回収の問題も多々ございますので、議会と十分議論した上で代執行をやるか否かといったようなところがひょっとして来るやもしれませんので、引き続きの御協議をお願いしたいと思っておりますので、御回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 時間もなくなってきましたので、それと空き家対策の窓口が決まっていない、関係課がおのおの連携して行っているということを平成25年当時、当時の早野課長からそのような御答弁がありました。それは今もそうだと思いますけれども、この空き家に関しましては問題が多岐に一つはわたっております。

それと先般、予算委員会で私どもの先輩議員のほうからも御発言がありましたけど、町は今回、いろいろな新規事業を含めて計画されております。移住定住促進事業だとか結婚新生活支援事業、こういったことを、その中に空き家を活用することができるものがあると思うんですけれども、当然ほかの課との連携とかが必要になってまいります。

それで、本町においても、こういったことが一元的に取り組めるように、例えば空き家対策課といったようなものの設置は考えておられるか、町長にお尋ねをいたします。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） まず、空き家等、それから古民家と称するような建物が仮にあるとするならばといったようなことから、過日2月28日に一般社団法人古民家再生協会の皆様方と、実はその利用について調査もしていただきながら情報交換をしておこうといったようなことから、覚書の締結をさせていただきました。今後におきまして、その物件等々については、その協会にも情報を渡す中で、少しでもいいものは残していくという発想も片方であり、片方ではこれ

は利用の価値がないかどうかというのも、その協会の皆さんの、一級建築士とか、いろんな方が所属していらっしゃいますので、十分その辺の専門家の意見も聞きながら進めてまいる所存でございます。

それから、新たな課の考えはあるのかといったことでございますが、現在、私が企画におった頃からと随分と事務分掌も変わってまいりまして、現在、主軸に古民家関係、この協定締結時もそうでございますが、企画調整課のほうで調整をさせておるところでございます。

今のところ、どここの課とまたがって宙ぶらりんになっておるということの実態がございませんので、引き続き企画調整課を主体にして情報共有を取らせる形を取ってまいるという考えでございますので、今のところ新たな課を設ける考えはございませんので、御理解賜りたいと思います。

○副議長（若山隆史君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） ただいまの古民家再生協会、これは私もちょっと調べてみますけれども、これは10年後、20年後先を見たときにこういったことも必要になるのかなというふうには考えますけれども、それがすぐに今そこで、これを締結したから町内のいわゆる空き家が減っていくということではないと思います。

それで、最後の質問ですけれども、来年度、都市計画課を新設予定でございますが、それはそれで大切だと思うんです。一方で、このたび年々増えている空き家の問題はなおざりにできません。そのバランスはどのように考えておられるのかを……。

○副議長（若山隆史君） 空き家との関係で、関連質問なんですか。

○6番（江上聖司君） 関連質問です。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） ちょっと内容が聞き取りにくかったんですが……。

〔発言する者あり〕

新しい課の中で発生する部分についても、その新しい課の中で事務を執らせるかということでございます。

これは今のところ、まだ課をつくるかどうか、最終日の御決定をいただいてから、すぐさま事務の内容を詰めなければなりません、今のところはそちらのほうへ移管するとかいうことは考えておりません。共有はどうしても図る必要は出てくるかも分かりませんが、空き家を主軸にして調整を図ってくれるのは、企画のほうでしばらく面倒を見させようというふうには考えは変わっておりませんので、御理解賜りたいと思います。

○副議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時30分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5 番 藤埴理君。

〔5 番 藤埴理君登壇〕

○5 番（藤埴 理君） 議長の許可をいただきましたので、私からは都市計画課新設についてということで一般質問を始めたいと思います。

12月の定例会で市街化調整区域において都市計画的手法による開発を本格化させ、また人口減少問題に一石を投じるため、新たな課を設置するとの説明がございました。令和3年度より都市計画推進室を建設課内に設置し、すぐさま令和4年度より新課設置というのは、いささか早急ではないかと感じております。そして、令和3年3月に改定された都市計画マスタープランにその内容が記載されているものの、地区計画策定までのスケジュールも早急過ぎやしないかと感じております。

今年度、都市計画推進室としてスタートさせたばかりで、岩手・栗原地区における計画方針と、その取組内容の説明も十分ではなく、地区内にどのような規模の開発を行うかなど、将来実現の展望が見いだせません。これまで耕作地として十分に活用されないまま放棄地となるところも点在し、新たな市街化を進めるべきではないかと感じております。ウクライナを含めた世界情勢の大きな変化にも目を向け、食料品の高騰化や日本の食糧自給率の向上など、日本が抱える農業政策そのものと一般企業の農業参入など、地域の実情に合わせた取組について考えていくことも垂井町の重要課題となるのではないかと考えます。

さて、今回の執行部の決断に大きく異を唱えるものではなく、むしろ将来的な観点から納得できる施策にしていかなければならないとの思いもあります。人口減少は我が町だけの問題ではなく、もっと広域的な取組、近隣市町との連携が必要な時期にあると認識しなければなりません。都市計画マスタープランにある地区計画による見直しを確実に進めるためにも、より広域的な人口動態の趨勢、分析を行い、地域住民との対話と地区の将来像の実現のために全力を注ぐべきだと思います。大垣市都市計画区域にある今回の垂井町の見直しが、県、近隣市町とのやり取りの中で後世に取り返しのつかない結果とならないことを祈るばかりであります。

そこで、以下の質問をいたします。非常にたくさんございます。細かにお聞きしたいところですけれども、一つ一つ丁寧に御説明いただけたらと思っております。

1. 7地区ごとのこれまでの人口増減の推移（直近）はどうなっているのか。
2. 15歳以下の若年層人口の減少の推移（直近）はどうなっているのか。
3. 18歳から20歳前半の人口流出の現状はどうなっているのか。これは、就職や大学進学世代を指しております。
4. その結果を踏まえて、都市計画見直し後の人口推計、若年層の流出も踏まえてどのように予測しているのか。
5. 都市計画の見直し後の企業誘致の予測と既存企業の雇用拡大の予測にどれほどの期待が持てるのか。
6. 垂井町マスタープランに記載されているコミュニティ維持の取組の一つとされる地区

計画が人口減少を止めるために機能するのか。

7. 特に都市計画見直しが県の判断基準に合致していくと考えられるのか。

8. そもそも人口減少から増加へと垂井町が向かうとの根拠をどのように考えておられるのか。

9. 都市計画見直し後、地価変更に伴う固定資産税を見直されるのか。

10. 地区計画策定までのタイムスケジュールは、令和5年度末で十分と考えられておられるのか。

以上、多岐にわたり御質問をさせていただき、また再質問等を行わせていただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、藤墳議員の御質問のうち、人口減少、人口動態の分析を所管する立場からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の7地区の人口増減の推移につきましては、住民基本台帳の数値で申し上げますと、平成28年4月1日現在と令和3年4月1日現在の5年間の増減推移は、垂井町7つの地区のうち東地区の微増、75人の増、プラスの1.23%を除き、6地区で減少となっております。特に岩手地区では276人の減、マイナス11.21%、宮代地区では299人の減、マイナスの7.55%となっております。

次に、2点目の15歳以下人口の増減の推移につきましては、5年ごとに行われる国勢調査での15歳未満の数値で申し上げますと、平成22年調査と平成27年調査の5年推移では412人の減、マイナス9.92%、平成27年調査と令和2年調査の5年推移では465人の減、マイナスの12.43%となっており、その減少数、減少率も調査ごとに高くなってきております。

次に、3点目の18歳から20歳代前半の人口流出の現状につきましては、今年度実施しました人口減少要因分析の中で、年齢階級別コーホートにおける人口動態の分析結果から申し上げさせていただきます。

コーホートとは人口学の用語であり、今回の調査ではある期間に生まれた集団と定義づけております。令和2年（2020年）のゼロ歳から年齢5歳ごとの階級別の集団人口の推移で申し上げますと、いずれの年代においても15歳から19歳、20歳から24歳の期間において転出超過となり、人口減少となっております。とりわけ本町では若い世代の転出が多く、特に女性においてその傾向が顕著となっており、これらは高校卒業後の就職、進学、また大学卒業後の就職や結婚、結婚や出産後の住み替えといったライフイベントに該当する地区と一致しております。

次に、4点目の都市計画見直し後の人口推計の予測につきましては、本町の第6次総合計画における人口フレームの将来展望人口として、令和9年（2027年）に2万6,000人の人口を維持することを目指しております。都市計画の見直し後において、将来展望人口の見直しが必要となることも考えられますが、基本的にはこの目標値を目指すことになるものと考えておりま

す。

次に、8点目の人口減少から増加へと垂井町が向かう根拠につきましては、先ほど申しました総合計画の人口フレームにおいて、本年、令和4年（2022年）の目標値を2万6,540人としておりますが、令和2年（2020年）に実施されました国勢調査の人口総数が2万6,402人と既に目標値を割り込んでおり、これらの推移から見ますと、残念ながら人口減少から増加へと向かうことは難しいものと考えており、いかにして人口減少の抑制を図っていくことが町の取組の基本と考えておるところでございます。

以上、御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、藤埴議員の御質問のうち、建設課が所管いたします都市計画に関する御質問についてお答えをいたします。

初めに、5点目の都市計画の見直し後の企業誘致予測と既存企業の雇用拡大予測に期待が持てるのかにつきましては、平成28年に岐阜県が実施いたしました岐阜県工場用地需要調査では、垂井町が位置する東海環状自動車道西回りエリアにおいて安定した工場需要が見込まれ、さらには西回りルートの開通により立地誘導効果も期待されると分析されています。

今後も垂井町における工場用地の需要は、新規企業の進出、既存の企業の発展、ともに高まり、雇用の拡大につながるものと考えております。

このような中で、垂井町都市計画マスタープランでは、幹線道路沿道における産業用地の確保を重点戦略の一つとし、地権者の意向を十分に考慮する中で、既存企業の用地拡大や新規の立地の需要に応え、周辺環境との調和に配慮しながら、多様な産業に対応する用地の確保に向けた検討に取り組むこととしています。

その取組としては、本年度、垂井町工場用地開発可能性調査業務を実施し、立地条件や整備の容易性、周辺環境の保全などの視点を調査項目に設定し、町内9候補地について基礎分析調査を行い、その上で工場適地を3候補地に絞り込みを行いました。

これら3候補地の現況は、農地転用が原則許可されない第1種農地と想定されますことから、現在、県の農政部局と企業誘致課を交え、農地転用が許可される手法について協議を重ねているところでございます。

優良な農地が多い本町において、農業との均衡を図りつつ、多様な産業に対応する用地を確保するため、今後も引き続き関係機関等と協議を重ね、開発の実現性について検討を進めてまいります。

次に、6点目の垂井町都市計画マスタープランに記載されているコミュニティ維持の取組の一つとされる地区計画が人口減少を止めるために機能するのかにつきましては、本町の都市計画は、昭和46年より市街化区域と市街化調整区域を指定する区域区分、いわゆる線引き都市

計画の制度を運用しています。

市街化区域は、既に市街化を形成している区域や優先的かつ積極的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域と位置づけされております。本町の人口減少・少子化が進む中であって、特に市街化区域を含まない岩手・栗原地区では、その傾向が著しく、小学校児童数の減少や地域コミュニティの希薄化、担い手の不足など、様々な課題を抱えています。

これらの課題解決に向けた一つの方法として、都市計画に定められた地区計画を策定して規制緩和を図るという手法があります。この地区計画を策定することにより、地区外からの新規居住者の受入れが可能となることや、家を建てる際の開発要件が緩和されるなどのメリットがあります。

また、地区計画の策定だけでは人口減少に歯止めをかけることは難しいということは認識しております。そのため、都市計画マスタープランの重点戦略の一つとして掲げている市街化調整区域での地域コミュニティ維持のための対策では、市街化調整区域における保全の方針を基本としながら人口減少の抑制と維持に努め、町外からの定住受入れも視野に地区計画などの都市計画的な手法を検討し、空き家等のストック活用や複合的な市街化調整区域のまちづくりを検討することとしています。

また、優れた営農環境を生かした農業体験や大都市にはない豊かな自然環境を生かした環境共生ができるコミュニティ形成、地域の魅力を生かしたまちづくりを検討し、定住へとつながるような交流人口や関係人口を迎え入れる段階的な取組を検討することとしています。

市街化調整区域における人口減少対策につきましては、複合的な対策が必要となりますことから、まちづくりの観点も踏まえ、地域の皆様と連携・協力しながら議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、7点目の特に都市計画見直しが県の判断基準に合致していくと考えられるのかにつきましては、市町村が都市計画の決定を行う場合には、都市計画法第19条第3項に基づき、都道府県知事に協議しなければならないと規定されています。

岐阜県におきましては、市町村から都市計画の決定または変更について知事協議があった場合には、適切かつ円滑に協議が行えるよう、市町村の都市計画決定に係る知事協議に関するガイドラインに基づき運用がなされています。

本ガイドラインに示されております基本的事項では、都市計画が一体として総合的に機能するものとなるよう、県は市町村に対して資料の提出など必要な説明や協力を求め、相互に説明を尽くすこととされています。このことから、都市計画決定や見直しに際しては、県と市町村が十分な連携・調整を図ることが必要になります。令和3年3月に改定をいたしました垂井町都市計画マスタープランにおきましても、県と十分な協議を重ねながら見直しを行ったところでございます。

今後も県と連携・調整を図りながら、本町の都市計画事業を進めてまいります。

次に、10点目の地区計画策定までのタイムスケジュールは令和5年度末で十分と考えられるのかにつきましては、令和4年度に地域の基礎的な状況整理、アンケート調査の実施により、地域の意見を吸い上げ、課題の洗い出しや意向の把握を行ってまいります。また、都市計画や地区計画等の住民勉強会を開催し、地域の皆様と一緒にまちづくりの機運を高めるための取組を進めてまいります。

地区計画は、地区レベルのまちづくりとも言われておりますことから、地域の皆様との合意形成を図るため、議論を積み重ねていくことが重要となります。令和4年度の地域での議論を踏まえまして、令和5年度、6年度の2か年をかけて地区計画の策定に取り組んでいく計画としておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、藤埴議員の御質問のうち、9番目の御質問、都市計画見直し後、地価変更に伴う固定資産税を見直されるかについてお答えさせていただきます。

固定資産税は、土地や家屋等資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、資産価値に応じてその所有者に課税される財産税でございます。また、評価においては、地方税法第403条第1項の規定により、市町村長は、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない旨の定めがございます。

固定資産土地評価額の基準となる土地の価格は、町内全域の土地利用形態や地勢が類似する地域ごとに分割した状況類似地域ごとに標準的な宅地を選定し、当該宅地を不動産鑑定士の鑑定により得られた結果を活用し、価格を求めます。これら状況類似地域は、住宅地域、商業地域、工場地域等といった6つの用途区分を持ち、それぞれの用途区分に適した土地評価を行っております。

今後、都市計画の見直しに起因し、固定資産税で取り扱う状況類似地域や用途区分においても見直しが生じた場合においては、当該区域内の土地の価格形成要因にも影響を与え、土地の潜在的な価値に変動が生じることとなります。

これらの価格形成要因は、不動産鑑定士による土地の鑑定価格に反映されるため、土地の評価額が見直され、固定資産税額にも影響することはございます。

今後、都市計画の見直し状況には十分注意し、所管する課と連携を取りながら適正な固定資産評価業務に努めてまいります。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） 御答弁のほうありがとうございました。

まず人口問題、こちらについてですけれども、確かに学校へ行かれる方の人数がかなり減ってきていると。この間の予算の説明の中にもありましたし、ここ数年の動きを見ても、かなりの割合で減っている、6から7%ぐらいの平均的な減少率だと思うので。これはどこが増えているかというのは、先ほど東地区というふうな分析結果を出していただきました。もう一

度、どうして市街化調整区域なのかということをお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 藤埴議員からの再質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、人口が増えているのは東地区ということ踏まえて、なぜ地区計画が調整区域なのかということでございますが、まず最初の人口の経緯がありましたとおり、調整区域の、特に岩手・栗原と、たしか人口減少が多いということで話があったかと思いますが、やはり調整区域の人口減少が激しいと、まず調整区域に目を向けるべきであると私ども踏んでおります。

この地区計画というのは、市街化区域内で行う地区計画ではございませんで、調整区域の中の規制緩和をするという地区計画でございますので、この中で都市計画の見直し等々とかかなり出ておりますけれども、見直しというよりは、調整区域の規制緩和というふうに取っていただきたいと思います。

それで、中には農業のほうのことも書いてございますが、そういうところには基本的にこの地区計画は考えておりません。守るものは守る、守るべきは守るとして、守らなくていいといえますか、触れるところもあるだろうということ、規制緩和していこうというのが今回の地区計画の考えでございますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

○5 番（藤埴 理君） おっしゃる意味は分かりましたが、正直なところ、岩手地区、それから栗原地区においては、かなりの児童・生徒数の減少が激しいところでございます。今後、学校を維持するかしらないかという議論まで及んでもおかしくない地域だということをどのように考えておられますか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 先ほど所管の課長からも御回答申し上げましたとおり、必ず減るということを少しでも抑止する手だてとして、今回、地区計画、あるいは課の所管を一局に集中させることで、そこにスピードを上げて対応しないと、それでなくても減少が始まっておること、でございますので、一刻も早い手だてということで、今回そういった方策を講じるということ、でございます。

これを講じたから必ず人口増につながるということには、そこへ行かないかも分かりませんが、今の状況を見て見ぬふりをしてほかっておくわけにいかないという政策を打ち出すということ、でございますので、引き続きの御支援、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

○5 番（藤埴 理君） 御答弁ありがとうございます。

また別の観点から市街化区域について、先ほど私、農業のほうのことのお話をさせていただいたと思うんですけれども、やっぱり何が基本になるか、人口流入をどうするかということは、

農業の担い手を育成していく、もしくは先ほどの企業の参入を促していくというのは大変大きなことだと思っております。特に大手の企業さんがもし参入されれば、当然、日本人の人口はさほど増えないかも分からないですけれども、働き手としての労働人口は、ある一定の数には必要になってくるのではないかと思いますけれども、執行部のほうはその辺どんなふうにご考えておられますか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） まさしく私も心配しておる内容を藤埴議員のほうからお話をいただきました。それがために第三者、地区外からも調整区域の地区計画のエリアの中で家が建つような規制緩和を今のうちに講じておきたいという、今回その手法を何とか両地区に導入したいということでございます。

それから、農業サイドは守るべきは守る、これは決して調整区域を大幅に家を建てるところをごぼんと増やす、そういう政策じゃございません。県の協議が必ず伴うということは、農政サイドの調整をしっかりとした上でのものじゃないと地区計画の認定につながらんということは変わりはありませんので、現状と。その中で少しでも地域が話し合いの中で、ここのところは家を建つようなエリアにしたらどうかとか、そういったことの地区の計画を自らの地域の皆さん方で構築する計画というのが根幹でございますので、そこに行政としても期待するところでございます。何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（富田栄次君） 5 番 藤埴理君。

○5 番（藤埴 理君） 30分という短い時間の中でありましたので、多くの答弁は望めません。今後、垂井町が町長の考える言葉でどのような政策が最も適しているのかということを一言、二言でも結構ですのでお願いをします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） かねてから繰り返しの言葉を使っておるかもしれませんが、安心・安全はもちろんのことでございますが、住んでいてよかったなと思っていただける町にしてみたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10 番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じますが、質問に入るその前に、今議会中に垂井町議会といたしまして、ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議をいたしました。毎日のウクライナに関する報道で子供が泣き叫ぶ姿に子供を育てる母親の一人として大変心を痛めております。全ての子供たちに平和で明るい希望の持てる未来をと願うばかりです。議会による決議の重さを改めて感じていきたいと思っております。

それでは、質問に入りたいと存じます。

先般お示しのごございました新年度予算における町長の施政方針、第5のテーマ「福祉・健

康」の1つ目にあります子育てについて進めてまいりたいと思います。

今回の質問は、子育て環境の充実についてと大きく掲げさせていただき、中でも育休退園制度の見直しと、ことばの教室対象年齢の拡大を問うてまいりたいと存じます。

これまでも議会では、私のみならず多くの議員からも、保育環境の充実については御提言がなされてまいりました。今回の施政方針の中には、その成果とも言える育休退園制度見直しについて具体的に述べられる場面がございましたので、簡単に育休退園制度について御説明させていただきたいと思います。

育休退園制度とは、育児休業を取得した場合、休業期間中は家庭での保育が可能との判断から、保育園等に預けている上のお子さんが退園となってしまう制度のことです。産休・育休を含め、休業を取得したら保育ができるのではといっても、私自身もそうでしたが、場合によっては自然分娩ではなく、帝王切開にて出産という場合もあり、産後の体調は誰もがすぐに回復するものではありません。夜中の授乳やおむつの取替えなど、乳幼児を抱えた生活は想像をはるかに超える大変さとなります。

もちろん、一方では男性の育児休暇取得に対する動きが増えてきており、協力体制が整っている御家庭もあります。しかしながら、令和の時代となった今も、家庭で保育をする多くは女性であります。保育園生活が慣れ始め、社会性が身につき始めた上のお子さんを退園させねければならず、自宅で保育を余儀なくされ、大いに悩まれていたたくさんのお母さんと接してまいりました。特にこの二、三年は、長引くコロナ禍で自宅に閉じこもりがちな生活が続き、大人はもちろんのこと、子供たちが社会と関わる機会が失われており、先般開催された未来トークの中でも、窮屈な子育て環境に対する支援のお声が幅広く上がったと聞き及んでおります。今回、ピックアップさせていただいた育休退園制度についても、「廃止してほしいと直接町長さんにお伝えしてきたよ」と、参加された方から直後に御報告もいただいたところであります。

私もかねてより担当課と御相談させていただいてまいりました。新年度に向けて早野町長が、子育て世代、特にお母さんたちに寄り添いたいと育休退園制度見直しに着手されました。新年度予算を発表した今月は、3月8日が国連が定めた国際女性デーでもありましたので、SDGsの取組とも併せて意識を高めていただけたことと感謝申し上げます。

そこでお尋ねをいたします。

新年度における子育て環境の充実はどのような内容とされたのか。育休退園制度の見直しを中心にお答えいただきたいと存じます。また、併せて育休退園制度自体の廃止についてはどのような検討がなされたのか、お尋ねいたします。

続いて、ことばの教室についてお尋ねをしてみたいと存じます。

現在は、東こども園の敷地内にて開室されています。言葉の育ちが気になるお子様など、5歳児さんがその対象となります。お子様お一人当たり週に1回のペースで、毎週同じ曜日の同じ時間帯に通っていただいているとのことであります。5歳児さんとなった1年間通じて成長を見せていただけるお子様もあれば、年度途中でそのプログラムを終えるお子様もおありとの

ことです。

年々その対象となるお子様が増加傾向にあり、現在展開されている5歳児さんでの言葉の指導が絶好のタイミングのお子様もあれば、もう少し早期の段階での指導が必要なお子様もあると聞き及んでおり、乳幼児健診時や様々な生活の場面から言葉について御不安を抱えた保護者の方より、早期から定期的に通いたいとお声を多くお聞きいたします。

県内では、集団生活が始まり、家族以外とのコミュニケーションを取ることが増えてくる3歳児さんからの展開が多く見られます。3歳児さんともなると自分できちんと伝えたいという気持ちもどんどん芽生えます。もちろん個人差はありますが、中には1歳児さんから通える幼児言葉の教室を展開されている自治体もあり、幼児の言葉の成長に対しては、早期から継続的に関わっていくことがスムーズなコミュニケーションを取っていく上でも重要と考えます。

我が町においては、大変丁寧にお取り組みいただいている先生方がいらっしゃるおかげで、言葉の育ちの中からお子さんの全体の成長段階に合わせた御助言もしてくださり、関係機関等と言葉以上の連携も取っていただいております。そうした中からも、もう少し早い段階から取り組めるとより成長につながれると御指摘もいただいております。

サービスを御提供する施設や、そうしたすばらしいスキルを持った人材確保等の課題はありますが、ことばの教室の対象年齢拡大についてどのようなお考えであるのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 新年度における子育て環境の充実につきまして、主な点について私のほうからまとめて御回答させていただきます。

まず、留守家庭児童教室の開室時間の延長でございますが、開室時間を前後30分ずつ拡大いたしまして、最長で午前7時30分から18時30分までとし、利用者のサービス向上に新しい年度から努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、いずみの園の療育時間の変更でございます。

いずみの園につきましては、保護者の方にお子さんの療育を見ていただいたり、参加していただいたりすることによりまして、関わり方を共通理解していただくために保護者同伴の療育を行っておるところでございます。しかしながら、保護者の就労などによりまして、平日の通所が大変厳しいと、難しいとの御意見を聞くことが時たま過去にあったそうでございますし、私も報告を受けております。そのため、職員の出勤日の扱いなどをこのたび変更いたしまして、土曜日に終日開室することによりまして、より利用しやすい環境を整えてまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願いいたします。

それから、併せて引き続きこども園利用者の利便性の向上と保育業務の負担軽減、効率化のために、令和3年度につきましては垂井こども園のICT化を進めたところでございますが、残る5つの園につきましては、次年度、4年度に全てICT化に向けた取組を進めてまいります。

でございます。

そのほかでは、子育て推進課におきまして子ども家庭総合支援拠点を設置いたしまして、援助を必要とする子供、家庭への支援体制を強化してまいる所存でございます。

さて、次に育児休業退園の運用の見直しに関しましてでございます。

施政方針でも申し上げましたとおり、こども園の2歳児につきまして、保護者が育児休業を取得しても一定の条件を満たす場合、継続してこども園を利用していただくように見直しを図ってまいります。現行の制度につきましては、これは先ほど議員も申されたとおりでございますが、保育所に入園を希望される場合、保護者の就労や病気などの理由をもって保育所での保育の必要性の認定を受けることとしておりました。産前・産後の期間につきましては保育認定が認められますが、産後期間終了後、つまり育児休業取得時におきましては、家庭での保育ができるものとして保育認定を解除して、いわゆる退園をお願いしてまいったところでございます。

垂井町は従来から幼保一元化を推進しておりまして、また本年度からは認定こども園となりましたので、3歳児以上につきましては、退園することなく、保育認定から認定を変更することで、引き続きの同一施設で登園をしていただくことができるようになっておりました。

そこで、保育士の確保が困難な状況ではございますが、従来からの御要望、それからがやがや会議でお母さん方とも私も膝を突き合わせて話し合いをしたところでございますが、近隣市町の状況も踏まえまして運用を見直すこととしたところでございます。

年度途中の入園希望者の入園機会が確保できることを前提に、6か月以上在園をしていることなどの一定の条件をつけて、2歳児につきましては育児休業取得後も引き続き在園できることといたします。

以上、新年度において、人口減少が進む中でございますが、少子化対策、子育て・教育支援を積極的に展開していくこととしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、細部につきましては、所管の課長から逐次回答させますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、育休退園制度の見直しの内容と、ことばの教室の対象年齢の拡大についてお答えをさせていただきます。

まず、町長が申し上げましたとおり、今回の育休退園制度の見直しにつきましては、2歳児を対象とさせていただくものでございます。国の指針によりますと、育児休業取得時に保育所の継続利用ができる事例としまして、次年度に小学校入学を控えているなど、お子さんの発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や、保護者の健康状態や、その子供の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から必要と認められる場合とされています。

そこで、父母が1か月以上同時に育児休業をしていないことを前提に、1番、育児休業取得時に園児が6か月以上在園していること、2番、新たに生まれた子が双子以上であること、3番、新たに生まれた子を除き未就学児を2人以上養育していること、以上3つの事例のいずれかに該当している場合に育児休業取得後も引き続き在園できることといたします。

保育士の配置基準は、ゼロ歳児は子供3人に対して保育士1人、1・2歳児は子供6人に対して保育士1人と、3歳児の20人に対して保育士1人などと比べると非常に厳しく、現在も保育士確保に苦慮している状況でございます。まずは2歳児のみの見直しとさせていただきます。

次に、育休退園の制度自体の廃止につきましては、今回の見直しにおける影響なども踏まえながら段階的に見直しを検討していきたいと考えております。しかしながら、これらの対応には保育士の負担の増加が伴います。育休退園の際には一時的保育や子育て支援センターなども利用していただけますので、御家庭での保育が可能な状況にあるときは、就労等により保育所の利用を必要とする方が利用できるよう御理解いただくなど、御協力をお願いいたします。

続いて、ことばの教室の対象年齢の拡大についてお答えをさせていただきます。

ことばの教室は、議員おっしゃったとおり、垂井東こども園敷地内で実施しております。指導員3名を配置し、小学校就学前の5歳児を対象に言葉の発音などについて、お子様一人一人に合ったプログラムをおおむね週に1回、40分間の個別指導や少人数指導を行っています。

利用に当たっては、町内在園の4歳児全員を対象に簡単な言語チェックを行った後、指導が必要と思われるお子さんについて面談の希望調査を行います。希望があった園児の面談を行い、通室が適切とされる園児については5歳児から通室を開始しています。また、適切な就学につながるよう、在園する園や小学校とも連携して指導を進めております。

5歳児からの利用に向け、町内在園の4歳児全員を対象とした事前の言語チェックは令和元年度から実施しており、これにより面談を希望される方が増加しております。

さて、対象年齢の拡大についてでございますが、言葉の発達にはまず体づくりが重要とされており、4歳児以下での指導に当たっては、主に体を動かす指導を重点に行っていくことになると考えられます。また、5歳児ほど長く座ってられないため、指導時間についても配慮が必要となってまいります。

そのため、まずは就学前の5歳児を対象とした指導時間の確保を優先した上で年度途中から4歳児の受入れなどを行うなど、段階的に対応を検討していきたいと考えております。また、お子さんの言葉の発達につきましては、御心配があった場合には、在園するこども園や、いずみの園でも御相談に応じておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

まず町長、御答弁ありがとうございました。そして、吉野課長さんもうありがとうございました。

順番は前後しますが、まず言葉のほうから少し再質問させていただきたいと思います。

吉野課長さんの御答弁がありましたとおり、面談の希望調査の結果で、物すごく増えているというのは私も現場に携わられている方からと、あと対象の親さんたちからも聞いています。やはり体づくりということで、その辺りからは早くからというのは御認識があつて、そういったお考えでいらっしゃるのかなというのはあります。長く座ってられないという御答弁があつたかと思いますが、今後その対応を検討していきたいよということで、今後というのにちょっと不安はあるんですけども、できますればしっかりとした期日をもって御対応いただきたいと思いますが、新年度中かな、どこかの段階でそれを正しくお示しいただけるように希望したいんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたとおり、就学前の5歳児を優先的に指導時間の確保をしてまいりたいと考えております。7月ぐらいに5歳児を対象にした、また別の言語チェックがあると聞いております。その言語チェックをされた中からも、9月から、年度途中で5歳児さんが新たに通室されるということも聞いておりますので、9月から通室される新たな5歳児さんの状況を踏まえた上で、4歳児の受入れを検討してまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 吉野課長さん、ありがとうございました。4歳児さんということも、取り組んでいただけるものと今理解をさせていただきました。

少し再質問させていただくんですが、町内に言語聴覚士を目指されているという方が、この間、御相談いただいて、人材不足に関してもアンテナを張り巡らせてそういったところと連携、そういった専門学校等々あるかと思うので、そういったところで人材不足なんかをしっかりと解消していけるように連携を取っていただきたいんですが、その辺りというのはお考えでないでしょうか。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 再々質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今お話がありました専門の方ということで、その件につきましては、私どもまだ把握しておりません。ただ、今現在、通常の募集をかけましてもなかなか見つからないというのが現実でございますので、そのような人材があるということで私ども把握できれば、またそれは考えようかなと思いますけど、今の時点では採用していついつからというようなことはお答えできませんので、申し訳ございません。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ごめんなさい。答えにくかったと思います。申し訳ありませんでした。

では、次ですけれども、先ほどの育休退園制度の関係で、町長自らの御答弁ということで、本当にありがとうございます。まずもって困っていたお母さんたちがいるというファクトに目を向けていただいたということに、改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ただ、吉野課長さんの御答弁の中に、条件がなかなか厳しいですね、聞いていて。ちょっと分かりにくいなあという部分もあります。段階的にやっていきたいというのもあるんですけれども、段階的が、そこに漏れていく方というのはたくさんいると思うんですね。その段階、先ほどの言葉もそうですけれども、新年度、こういった取組をやって検証してということだと思えるんですが、その段階というところでもう少し踏み込んだお答えをいただきたいなあと思っていますので、そこら辺り、少し新年度どのような計画を持ってそういった辺りを検討しているのか、お聞かせいただきたいなと思っています。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、保育士の人材確保に苦慮しているというお話をさせていただいたんですけれども、現在、こども園に勤務する職員の半数以上が会計年度任用職員でございます。フルタイムの職員も少なく、さらに午前勤務の職員が多い状況でございます。午後勤務、夕勤となりますと全園合わせても10人ほどしかいないというような状況です。そのような中で、限られた人材の中で対応していくということになりますので、新年度におきましては、まず2歳児のみの対応ということで、状況を見ながら対応させていただきたいと考えております。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 吉野課長、ありがとうございます。人材の確保、本当に難しいということも私も重々承知しております。

やはりコロナ禍で保育、子育てしている方というのは孤立していると思うんですね。DVとか虐待とかにつながっているということとかも報告を聞いています。なので、そういったDVとか虐待はあってはならないと思っているので、その辺り、人材確保に苦慮していらっしゃる一方では、そういった御家庭で御苦労があるというところを本当に一日でも早く解決していけたらなと思ったりしていますので、子供がしっかり守られる形で社会に出てこられるという支援、何か少しその辺りも、一時預かりとかを利用して下さいよというような御答弁だったかと思うんですが、何とかもう少しフリーに利用していけるようなところがあるといいなと思っていますが、その辺り、人材確保等々どのような、なかなか集まらない原因というのをどこかと思っていいらっしゃるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） 今の質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

人材といますか、常に募集をかけている状態で、来年度に向けて今準備をしているところ

でございますが、実は今、本当に応募がないというのが現実でございまして、募集をかけても集まらないということで、私どもそれ以上の手の打ちようがないというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 時間も迫ってきております。片岡副町長、ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁にもありました、保育士さんが楽しく働けるという、そういった環境に非常に苦慮しているということとかも、保育士さんの働く環境のことも触れられたかと思います。

これはまた町長さんにも考えていっていただかなきゃいかんと思うんですが、岸田総理も、子育てニーズに柔軟に対応していくことが、衆議院予算委員会でもちゃんと対応していくよということを表明なさっていますので、垂井町としても、それに倣い、柔軟かつ保育イニシアチブをしっかりと得ながら展開して行っていただきたいなと思いますので、私、木村千秋の質問をこれにて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時16分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

垂井町議会副議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 後 藤 省 治

